岐阜市中部プラントほか４施設電気需給仕様書

1　概要

(1) 件　　名　　岐阜市中部プラントほか４施設で使用する電気
(2) 供給場所　　岐阜市水道事業及び下水道事業管理者が指定する場所
(3) 供給施設　　**別紙１**のとおり
(4) 業種及び用途　下水道施設（処理場、ポンプ場）

2　仕様

(1) 供給電気方式等
　ア　電気方式　　交流３相３線式　予備線なし
　イ　標準電圧　　6,000Ｖ
　ウ　標準周波数　　60Ｈｚ
(2) 予定契約電力、予定使用電力量等
　別紙２のとおり
(3) 供給期間
　令和９年３月の検針日から令和１０年３月の検針日の前日まで
(4) 電力計及び検針方法
　ア　スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
　イ　検針日または検針日程　**別紙１**のとおり
(5) 需給地点の責任分界点
　各施設の構内引込第１柱上開閉器
(6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
(7) 融雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
(8) 非常用発電設備　**別紙１**のとおり　系統連系なし
(9) 太陽光発電設備　なし

3　その他特記事項

(1) 電気料金の計算方法
　ア　１月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。
　イ　基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185％－力率）
　ウ　電力量料金＝使用電力量×（電力量料金契約単価＋燃料費調整単価）
　エ　再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
　オ　毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
　カ　燃料費調整単価（国の電気料金支援を含む）及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
　キ　契約電力および最大需要電力の単位は１キロワットとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。
　ク　使用電力量の単位は１キロワット時とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。
　ケ　力率の単位は１パーセントとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。
　コ　電気料金合計の単位は１円とし、その端数は切り捨てる。
(2) 電気料金の請求及び支払い

ア　電気料金の請求は、書面で施設ごとに**別紙１**の請求書送付先へ送付すること。
（ＷＥＢでの対応不可）

イ　請求の際には、請求書に内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等）を添付すること。

ウ　支払方法は納付書または口座振込とする。

(3) 現在の供給者　岐阜電力株式会社

(4) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。

(5) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

仕様書　別紙１　供給施設一覧

No.	施設名	住　　所	非常用発電設備	検針日または 検針日程	請求書送付先
1	中部プラント	岐阜市祈年町４丁目１番地	非常用自家発電機　875kVA	１日	中部プラント
2	北部プラント	岐阜市西中島６丁目３番25号	非常用自家発電機　875kVA	１日	北部プラント
3	南部プラント	岐阜市南鶉６丁目78番地	非常用自家発電機 1,500kVA	１日	南部プラント
4	北西部プラント	岐阜市曽我屋８丁目77番地	非常用自家発電機　625kVA	１日	北部プラント
5	須賀ポンプ場	岐阜市須賀１丁目４番６号	非常用自家発電機　100kVA	１日	南部プラント

仕様書　別紙2　予定契約電力、予定使用電力量等

No.	施設名	契約電力	月別予定使用電力量(kWh)												合計
		(kW)	区分	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
1	中部プラント	640	昼間	135,000	129,000	114,000	137,000	74,000	70,000	62,000	137,000	122,000	132,000	127,000	119,000	1,358,000
			夜間	133,000	133,000	152,000	118,000	136,000	141,000	134,000	121,000	133,000	131,000	140,000	123,000	1,595,000
			重負荷	0	0	0	0	83,000	80,000	69,000	0	0	0	0	0	232,000
2	北部プラント	1,150	昼間	297,000	252,000	230,000	267,000	136,000	128,000	120,000	287,000	238,000	298,000	266,000	269,000	2,788,000
			夜間	332,000	279,000	334,000	257,000	278,000	278,000	288,000	288,000	286,000	322,000	341,000	310,000	3,593,000
			重負荷	0	0	0	0	134,000	132,000	123,000	0	0	0	0	0	389,000
3	南部プラント	1,200	昼間	309,000	291,000	267,000	321,000	149,000	148,000	136,000	314,000	260,000	311,000	294,000	271,000	3,071,000
			夜間	344,000	337,000	403,000	305,000	309,000	323,000	331,000	318,000	318,000	348,000	377,000	321,000	4,034,000
			重負荷	0	0	0	0	160,000	158,000	147,000	0	0	0	0	0	465,000
4	北西部プラント	382	昼間	86,000	86,000	78,000	100,000	49,000	45,000	42,000	96,000	81,000	86,000	78,000	76,000	903,000
			夜間	90,000	92,000	110,000	90,000	96,000	96,000	97,000	91,000	93,000	89,000	94,000	82,000	1,120,000
			重負荷	0	0	0	0	54,000	50,000	46,000	0	0	0	0	0	150,000
5	須賀ポンプ場	47	その他季	9,700	10,000	9,100	11,000	0	0	0	9,800	8,600	9,100	9,400	8,400	85,100
			夏季	0	0	0	0	10,000	9,100	9,400	0	0	0	0	0	28,500
	合　　計			1,735,700	1,609,000	1,697,100	1,606,000	1,668,000	1,658,100	1,604,400	1,661,800	1,539,600	1,726,100	1,726,400	1,579,400	19,811,600

※　北西部プラント及び須賀ポンプ場の契約電力は500kW未満であるため実量制とし、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、
いずれか大きい値とする。表中の値は令和8年10月の検針日における当該施設の契約電力である。

※　夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。

※　重負荷時間とは夏季の10時から17時までの時間をいう。昼間時間とは8時から22時までの時間をいう。ただし、重負荷時間を除く。
夜間時間とは重負荷時間及び昼間時間以外の時間をいう。一般送配電事業者が託送約款等で定める休日（日曜日、「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日、
1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日）は、終日夜間時間の料金を適用する。

※　力率は検針による。

※　使用電力量は予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。